

令和6年度第4回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年7月19日(金) 午前9時30分～午前11時30分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中24名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、
上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
神田 一夫、重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、
長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(0名)

(3)事務局

塚本局長・政田参事・三輪主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第4回総会を開会いたします。

今日は、この期の最後の総会であります。

引退される委員さんは、3年間お疲れさまでした。

本日の出席委員は、24名中、出席24名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

賀屋 忠之(かや ただゆき) 委員 及び、

神田 一夫(こうだ かずお) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、上小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は13アールとなります。

議案第2号、上天花町、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は237アールとなります。

議案第3号、陶、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は226アールとなります。

議案第4号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は17アールとなります。

議案第5号、秋穂東、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は40アールとなります。

議案第6号、江崎、有償移転です。
申請人は、防府市内に居住する者です。
取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第7号、江崎、有償移転です。
申請人は、防府市内に居住する者です。
取得後の経営規模は 0.7 アールとなります。

議案第8号、阿知須、有償移転です。
申請人は、東京都青梅市内に本店を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は314アールとなります。

議案第9号、阿知須、有償移転です。
申請人は、東京都青梅市内に本店を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は314アールとなります。

議案第10号、阿知須、無償移転です。
申請人は、宇部市内に居住する者です。
取得後の経営規模は255アールとなります。

議案第11号、阿東篠目、有償移転です。
申請人は、防府市内に居住する者です。
取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第12号、阿東地福下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は87アールとなります。

議案第13号、阿東徳佐上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は73アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

議案8号と9号、●●の案件で、地区協でも議論になりました。総会で皆さんのご意見も聞いてみたいと言う意味での議案です。

B委員

今回は、●●だけの申請ですか。

事務局

今までは3条の申請と、●●の3条、5条の申請が同時に出ていました。

今回3条が先に出た経緯ですが、県に問い合わせたところ、先に営農の3条の権利設定をした後に、●●の3条、5条の申請をするのが望ましいという回答があったことによります。

B委員

これまでの申請についても、違法ではないと言う回答だったことから、こういう申請が出てきたら、今後も同様に進めていくと言うのが事務局の考えですか。

事務局

これからは、まずは営農の3条申請、そのあとに太陽光の申請という順番が望ましいと考えております。

C委員

この件については、今までも問題がなかった訳ではありません。

本来なら、●●から●●へ地上権を設定するのが当然と言ってきたのです。

もう少し早く、このようにして欲しかったと思います。

D委員

手続きについては違法ではないと言うことですが、3条を許可する許可しない、その次の5条をどのように判断したらよいのか、もう一度整理しておこうということです。

3条で営農ができる状態になって初めて5条の申請を許可するのか、その辺りの皆さんのご意見を伺ってみたいということです。

E委員

●●の件は、現状を見る限り今後はきちんとしないと許可しない、申請してもだめですよというように、前回までにここで議論をしてそのように決まっていると思うのですが。

D委員

事務局に言わせると植えてあるという。

それは間違いありませんね。植えてあるということで3条を許可しております。

会長

他にご意見はありませんか。

先日、見に行った時に、二人ほどで草刈りをしておられました。

しかしながら、水田の畦畔の草刈りのようにきれいにやってはいない。

今後、営利として、確実に榊で儲けになるか、そういった生育状況の中で、ちゃんと出荷できるかということが大きな問題だろうと考えます。

個々の意見はあると思いますが、今やっている阿知須、嘉川、徳地、小鯖の状況を見て判断すべきではないかと思います。

F委員

徳地では、業者から所有者の方へ、電柱を建てさせてほしいと説明があったようですが、その周辺の農地の所有者の方、宅地の方が大反対をされて、その話は以降進行していないと聞いております。一か所、私どもの地域にございまして、見に行きましたら、やはり植えてはありますが、これで育つかなという感じがしております。きれいな除草ではなく刈りっぱなしの状況のように感じました。

D委員

木が小さいうちに色々な機材を持ち込んで太陽光を設置しないと後が大変だと思いますが、榊を植えた段階では、一般的には表面水の処理とか水路、農道、畦畔の話ができると思います。おそらく最初に木を植えた時は、農地のままの状態だと思います。今度、太陽光を設置すれば一気に水が流れるようになります。その段階で管理ができるようにハッキリと約束させることができるかということが、ちょっと心配です。

G委員

この榊の件については、この1月の研修会の時に、私も出席して社長から話を聞きました。それ以前に、我々の方では、この榊について、少なくとも実績を見てからにしようということがありました。県の農業会議の方でも一応まだ結果がでていない。要するに植えたばかりじゃないかと言うことで結論が出ていない。結果を見てからにしようということになっていたのです。この前の勉強会でスライドなどを見せてもらいました。きちんとやっている所を映せばそういうことになるのですが、あまりにも問題がある。

確かに法的には問題がないのかもしれないけど、今まで通り実績を見てからという当初の統一した考え方を押し通すのが、私は一番妥当性があるのかなと思います。

H委員

阿知須で一番多く営農型太陽光発電設備が設置されていますが、実績という面では農地によりますね。水はけの悪い農地に櫛を植えるのは、はっきり言って営利目的であって、これでうまくいくのかというのは、かなり怪しい。水はけの良い畑地に近いような農地であれば、まだ育つかなという半分半分のような状況です。今回2筆が3条申請されているのですが、櫛を育てる畑じゃないだろうと言うような農地ではあります。これで、営農として成り立っていくのか、私はかなり疑問視しています。もう太陽光ありきと言う形に見えるのです。実績を待つと言っても5年後、その点は地区協としても迷うところなので皆さんにご指導いただければと思います。

I委員

前に、●●と●●との関係でみると、その土地は●●に売ろうとしているのに、●●が前の所有者と契約して、そこに太陽光を設置する。自分はそのことがよく分からなかったのですが、今回のように土地を●●が買って、今度は●●と●●が契約する。これは普通の契約で、私としてはまともになってきたのかなと思います。責任の所在を問いやすくなってきたと私は思います。

C委員

いま言われた通りだと思います。櫛を育てるのは5年7年とかかります。大内でも果樹を植えられると言って草を年1回は刈られますが、5年6年は草だらけになっておりました。

10年くらい経って木も大きくなっています。やはり少しは信じてあげたいなと思います。

会長

全ての営農型太陽光で、櫛が植えられていると思いますが、その辺の状況をご存知の方はおられますか。

J委員

嘉川は、ちゃんと植えてあります。まだ背丈は太陽光パネルまで届いておりません。草刈

りは今まで言われたように乱雑です。

K委員

小鯖では、今のところは管理されているようです。榊自体は50cmくらいで、これで育つのかなと言う状況です。草刈り等の管理はされているようです。

事務局

整理をさせていただきます。前任者から引き継ぎを受けた範囲で話しますと、一番重要な点は、実績を見ることと伺っております。何をもって実績というのかという点が一番難しいと思います。事務局内で協議したところ、実績とは、すべて榊が植えてある状態であるとしております。一番良いのきちんと出荷ができること、出荷が認められることだと思います。

G委員

確認させてください。

山口市の中で実績を出そう、それから考えようという事になっていた中で、さっき事務局の方では、もうすでに実績は出たとおっしゃったのですか。

事務局

市内の申請が出ている圃場で、すべて榊が植えてあることをもって、それが実績であるということです。まだ植えてない圃場が一つでもあれば、それはダメだということです。

G委員

という事は、本市では実績は出たよということになるのですね。

そうした場合に、私どもに聞こえてくるのは、あちこちで営農型というのをやっているけども、満足にやっている所がありません。5月だったか全国農業新聞に、農水省が営農型太陽光には不適切なものがあるというような記事を載せておりましたが、そういうようなことを踏まえると、わずか数か所で実績と見るのもいかなものかと思います。

会長

私が見たところ、植え付け本数が非常に少ないというのが気になるのです。今植えてある状況を見まして、10アールに対して何本植えてあるのか、そんなには無いですね。そういう状況で果たして営利として成り立つのかという事です。

他に御意見はございませんか。無いようでしたら採決に移ります。

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。

採決を取ります。

議案第8号、9号を除いた他の3条について賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

それでは、●●の議案第8号、9号、これに賛成する方は挙手をお願いします。

【委員挙手(14人)】

24人中14人が賛成ということで許可多数ということになります。

挙手の結果、只今審議しました農地法3条に係る議案については、すべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図13ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第14号、八幡馬場、用途地域内の第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第15号、旭通り二丁目、用途地域内の第3種農地を利用して、道路を拡幅するものです。

議案第16号、平井、用途地域内の第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第17号と議案第30号は、同一の事業ですので、一括して説明させていただきます。

議案第17号及び議案第30号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第18号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地を利用して、道路を拡幅するものです。

議案第19号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地を利用して、車両離合・転回場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、中央地区及び川東、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

御意見、御質問はございませんか。

【意見等なし】

会長

特に御意見がございませんようですので、採決に移ります。

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。併せて、参考位置図18ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第20号、下小鯖、用途地域内の第3種農地に、事業所用地を整備するものです。

なお、この議案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第21号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、大内氷上六丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第23号、大内問田三丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第24号、大内問田三丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第25号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第26号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第27号、平井、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第28号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、倉庫、及び駐車場を整備するものです。

この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、鑄銭司、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地に建売住宅を建築し、販売するものです。

この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第30号につきましては、さきほど一括して説明しましたので、省略させていただきます。

議案第31号、嘉川、公共施設から比較的近い距離にある第3種農地に、建売住宅を建築し、販売するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第32号、江崎、公共施設に比較的近い第2種農地に、葬儀場および駐車場を整備するものです。

議案第33号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第34号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、小郡新町一丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第36号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するのものです。

議案第37号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、貸事業用地を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見等なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(過半数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第20号、議案第26号及び、第28号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

会長

続きまして、議案第38号、農地法第18条第1項の解約の申し入れについて審議いたし

ます。

賃借権の解約の申し入れに係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。併せて、参考位置図35ページを御覧ください。

申請地、申請人、詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第38号、鑄銭司、農地法第18条第1項解約の申し入れについてです。

3条賃貸借の許可を受けていた農地について、賃貸人が賃借人の相続人に、合意解約の申し出を行いましたが、相続人より同意を得られなかったため、このたび「解約の申し入れ」の許可申請書が提出されたものです。

賃貸人から、当該農地については、平成15年頃から20年以上耕作がなく、賃料の支払いも無い旨を聞き取っています。賃借人の相続人については、文書にて連絡を求めましたが、連絡はありませんでした。

川東地区協議会では、耕作の実績が無いのであれば、解約の申し入れは妥当であるとの意見でした。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び川東地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第18条第1項解約の申し入れに係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。事業計画の変更を「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第18条第1項解約の申し入れについては、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第39号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計36筆 56,302㎡です。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【特に意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、

合計23筆 38,792㎡です。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【特に意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。合わせて、参考位置図36ページ以降を御覧ください。
議案第41号から議案第44号について、一括で説明いたします。

川東地区1件、川西地区3件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。
御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。
す。

【特に意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。
7月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり

り全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【特になし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第4回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年7月19日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 賀屋 忠之

署名委員 神田 一夫

記 録 者 三輪 忠之